

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第16号

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 扶養手当（第12条—第16条）」を
「第3章 扶養手当（第12条—第16条）」を
第4章 地域手当（第16条の2）
「第6章
第7章
」
に、「第4章」を「第5章」に、「第5章 通勤手当（第24条—第30条）」を
通勤手当（第24条—第30条）
に、「第6章」を「第8章」に、「第30条
在宅勤務等手当（第30条の2—第30条の6）」
の2」を「第30条の7」に、「第7章」を「第9章」に、「第8章」を「第10章」に、「第9
章」を「第11章」に、「第10章」を「第12章」に改める。

第8条第4項中「給与を減額する場合においては、減額すべき給与額を、翌月以降の給料」を
「減額する給与額は、給料及び地域手当のそれぞれに対応する額に分け、その額を減額すべき事実
のあった日の属する給与期間（月の初日から末日までの期間をいう。以下同じ。）又は次の給与期
間以降の給料及び地域手当」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、退職、停職、休職等により給料及び地域手当から差し引くことができないときは、条
例に基づくその他の未支給の給与から差し引くものとする。

第8条に次の1項を加える。

5 給与期間において勤務すべき全時間が欠勤であったとき、又は減額すべき給与額が当該給与期
間に支給されるべき給料及びこれに対する地域手当の合計額以上の額であるときは、当該給与期
間において支給されるべき給料及びこれに対する地域手当を減額する。

第10条の2第2項中「条例第10条の規定により減額すべき金額に、又は」を削る。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、支給日までに次条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支
給することができないときは、支給日後に支給することができる。

第10章を第12章とし、第9章を第11章とする。

第34条に次の1項を加える。

5 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

第34条の2中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を削る。

第8章を第10章とする。

第33条第2項中「第30条の2第2項」を「第30条の7第2項」に改める。

第7章を第9章とする。

第6章中第30条の2を第30条の7とし、同章を第8章とする。

第27条の2第1項第2号中「交替制勤務に従事する職員等」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員」に、「平均1か月当たりの」を「1か月当たりの平均」に改める。

第28条中「平均1か月当たりの」を「1か月当たりの平均」に改め、「とし、同号の規則で定める割合は、100分の50」を削り、同条に次の1項を加える。

2 条例第15条第3項第2号の規則で定める割合は、100分の50とする。

第5章を第6章とし、同章の次に次の1章を加える。

第7章 在宅勤務等手当

(在宅勤務等の場所)

第30条の2 条例第15条の2第1項の規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等内の親族の住居
- (2) 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの
(正規の勤務時間から除かれる時間)

第30条の3 条例第15条の2第1項の規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 勤務時間条例第8条の4第1項に規定する時間外勤務代休時間又は条例第10条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- (2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間
(1か月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間)

第30条の4 条例第15条の2第1項の規則で定める期間は、3月とする。

(確認)

第30条の5 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、条例第15条の2第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

2 任命権者は、前項の規定による確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（支給期間等）

第30条の6 職員が新たに条例第15条の2第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

第18条を次のように改める。

（住居手当の支給）

第18条 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、支給日までに次条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 地域手当

（地域手当の支給）

第16条の2 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 条例第13条第2項又は第3項の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって地域手当の月額とする。条例第9条、第22条第4項及び第5項並びに第23条第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。